

府子本第219号
子保発0627第1号
令和元年6月27日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）
民生主管部局（長） 殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)

幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

幼児教育・保育の無償化については、本年5月17日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）が公布されたが、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意。以下「方針」という。）において、「幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする」とされたところである。

今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更に関して、施設が徴収する2号認定子どもの副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を下記のとおり定めたので、各都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び施設・事業者等に遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまでも施設による徴収又は保育料の一部として、保護者の方に御負担いただきてきているところである。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年10月1日から、全ての1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どものうち住民税非課税世帯までの世帯の子どもの保育料が無償化されるが、食材料費については保護者の方に御

負担いただくという考え方を維持し、1号認定子ども及び2号認定子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とすることとした。

併せて、これまで国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとした。

なお、当該加算の対象となる子どもがいる場合には、公定価格の申請において対応する必要があることから、各市町村におかれては、各施設・事業者にその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

2. 2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、施設が徴収することとなった2号認定子どもの副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまで施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。各市町村におかれては、各施設・事業者にその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

3. 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要は無い。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

4. 保護者の方への説明等について

2.においてお示ししたとおり、保育所における2号認定子どもの副食費は、市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、各市町村におかれては、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本通知でお示しした取扱いの詳細について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。